



固定資産税は、毎年1月1日現在、固定資産(土地・家屋・償却資産) を所有している人が、資産価値に応じて納める税金です。税額は、固定資 産の適正な時価「評価額」をもとに算出します。

土地・家屋は、3年ごとに評価額を見直します。この作業を「固定資産 の評価替え」といい、平成30年度に行います。

> 税標準額は、 します。 います。 一価公示価格の7割をめどに算出して 地のうち、 固定資産税・都市計画税の課 この評価額をもとに算出 宅地などの ?評価

見直しを行います。 類似地域などの見直しや、 土地の利用状況の変化を受けて、 平成30年度の評価替えでは、 その結果、 路線価及び土地の現況地目などの 従前と比べて、 標準的な宅 平成 近 状況

度の評価額や税額に変動がある土地も

よくある質問 () & A

- 住宅を取り壊し駐車場にしたら、土地 の固定資産税が上がったのですが?
- 住宅用地として使用している土地は特例 により減額されています。住宅を取り壊 してほかの用途に変更した場合は、この 特例が適用されず、税額が上がります。
- プレハブの物置も課税の対象になります か?
- プレハブを含む物置、車庫(カーポート は除く) など、簡易な建物であっても、 土地に定着し、屋根と壁などのある建物 で固定資産の要件を満たすものは、課税 の対象になります。また、基礎がコンク リートブロックでも、建物の外周を 一周回っているものは、土地に定着 性があるため課税の対象になります。

木造家屋)についても、平成初頭 を反映した評価となります。 築年次の新しい家屋の評価額は、 建築後の経過年数に応じた減価を考慮 築価格)を計算し、その再建築価格に 今新築した場合にかかる建築費 ブル期に建築費(再建築価格) 上がり傾向が見られたため、 して評価します。 ・平成30年度の評価替えの また、建築年次の古い家屋 家屋の評価替えでは、 評価額が下がらないことがあり 評価額が据え置かれていたた 建築資材の 比較的建築資材の値 の上昇 (再建

既存の家屋の評 価 同 ..様の家屋を

ちのためにも必要な手続です。 続人が相続登記を申請しようとした際 題となっています。 わせるか、法務局ウェブサイトをごら れなかった場合には、 で放置しておくと、 土地問題や空き家問題が大きな社会問 れることにより、いわゆる所有者不明 んください にするだけでなく、次世代の子どもた 続登記が困難となることが想定されます。 相続登記は、自分自身の権利を大切 人も存在してしまうことがあり、 静岡地方法務局富士支局へ問い合 相続登記が二世代にわたって行わ 相続登記が未了のまま放置さ 例えば、将来、 相続登記をしない 法定相続人が何 詳しく

定資産税は、土地・家屋のほ 光発電設備は償却資産 としての申告が必要です か賞

却資産(事業の用に供する資産

個人

問い合わせ/静岡地方法務局富士支局 #http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/ 法務局ウェブサイト ☎(53)1200(音声ガイダンス2番) static/index.html

固定資産税の課税内容がわかる 縦覧制度・閲覧制度をご利用ください

新しい評価額・課税標準額は、縦覧制度・閲覧制度(下表参照)で確認できます。 また、4月中旬に発送予定の「平成30年度固定資産税・都市計画税納税通知書」に同封される課税明 細書でも確認できます。

項目	縦 覧	閲覧
とき	4月2日~5月1日 8時30分~17時15分(閉庁日を除く)	4月2日〜平成31年3月31日 8時30分〜17時15分(閉庁日を除く)
ところ	資産税課(市役所3階) ※5月2日以降の閲覧は収納課(市役所3階)で行います。	
対象	納税者(同一世帯の人、代理人、納税管理人 を含む)	納税義務者(代理人)、借地人・借家人など
内容	土地·家屋価格等縦覧帳簿 土地…所在、地番、地目、地積、価格 家屋…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、 価格	固定資産課税台帳 土地・家屋・償却資産の価格、課税標準額 など
手数料	無料	4月2日~5月1日は無料(借地人・借家人などが閲覧する場合は、1件300円) ※5月2日以降は、1件300円。
持ち物	納税通知書または運転免許証など本人確認ができるもの ※代理人は委任者の印のある委任状、借地人・借家人などは賃貸借契約書など権利関係及び 物件の確認ができる書類が必要です。	

【縦覧制度とは】 納税者が、ほかの土地・家屋の価格と比較して、自分の土地や家屋の価格が適正かど うか判断できるように、市内の全ての「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を見ることができます。

【閲覧制度とは】 納税義務者や借地人・借家人などが関係する固定資産(土地・家屋・償却資産)の課税 台帳を閲覧できます。

問い合わせ 資産税課

型のものは、

申告対象外です)。

ワット未満のものや屋根と一体の建材

申告が必要です

(自宅用の10キロ

して、

された太陽光発電設備は、償却資産と

固定資産税の課税対象となるた

休地や家屋の屋上スペースなどに設置 や備品など])が課税の対象です。遊 や法人がその事業のために用いる機械

土地担当 **☎**55-2743 家屋担当 償却資産担当 **2**55-2744 **☎**55-2745 **2251-0445 ■**za-sisanzei@div.city.fuji.shizuoka.jp

※問い合わせの際は、納税通知書に記載されている納税通知書番号をお伝えください。